


所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市組織規則				
	部課機関	企画課				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市組織規則の改正に伴い、一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 別表中、保護都市建設部の建物班、「副班長 区画整理課長」及び「都市建設部区画整理課」を削除する。</p> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部について、市の組織及び事務分掌に即した運用に資することができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>改正案文については、文書課において事前審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、市長決裁を経て本規則を施行したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。